

## 難病指定医療機関の皆様へ

### 令和8年3月交付分からの特定医療費受給者証の記載変更について

令和8年3月交付分から、名古屋市が交付する特定医療費受給者証の記載を以下のとおり変更しました。

#### ●高額療養費の適用区分（所得区分）、保険者名、記号及び番号の記載を廃止

健康保険法施行規則等の一部改正により、受給者証への適用区分等の記載を廃止しました。令和8年2月までに交付した受給者証には適用区分等が記載されていますが、**変更があった場合でも変更交付は行いません。**高額療養費の適用区分及び保険者名、被保険者証の記号・番号につきましては、マイナ保険証によるオンライン資格確認や限度額適用認定証等で確認をお願いします。

資格確認書を持参された場合の確認方法、オンライン資格確認等ができない場合の適用区分につきましては**以下のとおり**取り扱ってください。

	適用区分（所得区分）	特記事項への記載
①70歳未満の方	ウ	不要
②70歳以上の方 (ただし③の方を除く)	一般 ( 70～74歳：エ 後期高齢者医療（2割負担）：カ 後期高齢者医療（1割負担）：キ )	要
③70歳以上の現役並み所得者※	ア	要

※③は高齢受給者証等の提示により、医療機関において、現役並み所得者であることが確認できた場合。

※資格確認書を持参された場合は、原則、以下の対応をお願いします。

資格確認端末等でオンライン資格確認等システムに、保険者番号を入力することにより、資格情報の取得・取り込みができます。この場合、限度額適用区分情報の提供については、**毎回窓口職員等が口頭等で患者さんから同意を取得する必要があります。**

#### ●指定医療機関の記載を変更

今までは各指定医療機関の名称・所在地及び「その他特定医療費の指定医療機関」と記載しておりましたが、各医療機関名称・所在地の記載を廃止しました。受給者証に記載された特定医療費の指定医療機関の変更・追加がある場合でも変更手続きは不要です。特定医療費の指定医療機関であればどこでも利用できます。